

特定野菜の見直し内容について

特定野菜については、都道府県価格安定法人が事業実施主体であることを踏まえた上で、指定野菜の見直し内容に準じた見直しを行うこととしているが、具体的な見直し内容は以下のとおり。

1. 契約取引の推進（契約特定野菜等安定供給促進事業）

- ・ 契約指定野菜安定供給事業と同様の見直しを行う。

契約対象者の見直し

事業の対象となる野菜の明確化

補てん条件の見直し（数量確保タイプ）

取引価格設定期間の見直し（価格低落タイプ）

2. 需給調整の的確な実施（特定野菜等供給産地育成価格差補給事業）

- ・ 最低基準額についてのみ、指定野菜価格安定対策事業に準じた見直しを行う。

（特定野菜事業）

< 現行 >

平均価格の 6 0 %

5 0 % (標準)

4 5 %

4 0 %

< 見直し後 >

6 0 %

5 5 % (標準)

5 0 %

4 5 %

（指定野菜事業）

平均価格の 7 0 %

7 0 %

6 5 %

6 5 %

6 0 %

6 0 % (標準)

5 5 % (標準)

5 5 %

5 0 %

5 0 %

4 5 %

なお、「担い手を中心とした産地に対する重点支援」については、引き続き検討を行うこととし、現行の産地強化計画の対策期間中（平成 21 年度まで）は実施しない。